

〔満期自動入金型定期積金〕

1. 商品名	・満期自動入金型定期積金
2. 販売対象	・個人、個人事業主
3. 期間	・1年、2年、3年、5年
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該定期積金の契約店舗における本人名義の指定口座からの振替により、定期的に一定の掛金を払込みいただきます。</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・100円単位</li> </ul> <p>※当初満期日以降は掛金の払込ができません。</p>
5. 支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日の前日までに全ての掛金の掛込が完了している場合に限り、次の①、②のとおり取扱います。</li> <li>①給付契約金は、満期日に一括して指定口座へ入金するか、または定期預金へ預け替え（注）を行います。（当該定期積金の契約時に選択をしていただきます。）</li> <li>②払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日に掛金残高相当額及び繰延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額（税引後）について指定口座へ入金、または定期預金へ預け替えします。</li> </ul> <p>※満期日の前日までに全ての掛金の掛込が完了していない場合は、中途解約の取扱いとなります。</p> <p>（注）定期預金への預け替えの取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預け替えの定期預金は、預入期間1年のスーパー定期預金自動継続型（元利継続もしくは元金継続）となります。</li> <li>・適用金利は、預け替え日時点のスーパー定期預金の店頭表示の利率となります。</li> <li>・定期預金は、指定の総合口座（普通預金）の担保定期預金または通帳式定期預金での取扱いとなります。（証書での取扱いはできません。）</li> <li>・定期預金への預け替えを選択する場合、当該定期積金の契約時に総合口座または通帳式定期預金口座が開設されていることが必要となります。</li> </ul>
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・契約時の定期積金（スーパー積金）の店頭表示の利率（年利回り）を満期日まで適用します。</li> <li>・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。</li> </ul> <p>・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。</p>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・マル優はご利用になれません。</li> </ul> <p>※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる特約事項	・ありません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに指定口座へ入金します。
11. 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボード（機器）、当金庫のホームページをご覧ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。</li> <li>・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</li> </ul>

13. その他参考事項

- ・この定期積金は証書・通帳を発行しません。「定期積金お申込内容のお知らせ」を交付いたします。
- ・カードローン口座からの貸越による掛金の自動振替はできません。
- ・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。
- ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。